

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称	施策Ⅱ-4-4 子育て福祉の充実
---------	---------------------

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

青少年家庭課長 太田 均

電話番号

0852-22-6393

事務事業の名称	子どもと家庭相談体制整備事業
目的	(1) 対象 悩みや相談を抱える児童や家庭 (2) 意図 身近なところで相談できるとともに、適切な支援が受けられる
事業概要	・児童相談所虐待対応機能強化事業等：悩みや相談を抱える児童や家庭からの相談に対して問題を解決するため、児童相談所が専門的な援助を実施する。児童虐待の予防及び早期発見、地域での子育て家庭の見守り・支援を進めるため、県民に対する啓発等を行う。 ・児童福祉法改正に係る体制整備事業：児童相談所への専門職（弁護士、保健師）配置、児童相談所及び市町村の専門性を強化するため、児童相談所・市町村職員等を対象とした専門研修（義務研修）を実施する。

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 市町村職員等専門研修の受講者数	目標値		958.0	1,029.0	1,100.0	1,171.0	人
	式・定義 平成19年度研修開始以降の延べ受講者数+受講見込み数（71人：直近3年の平均受講者数）	取組目標値						
		実績値	887.0	956.0	1,080.0			
		達成率	—	99.8	105.0	—	—	%
2	指標名	目標値						
	式・定義	取組目標値						
		実績値						
		達成率	—	—	—	—	—	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b)(千円)	63,398	76,766
うち一般財源(千円)	54,428	65,818

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基いた現状）

平成29年度の児童相談の状況

- ・総相談件数 児童相談所：2,244件、市町村825件
- ・うち養護（虐待を含む）相談 児童相談所：1,044件、市町村733件

新規児童虐待認定件数	児童相談所	平成29年度 203件（前年比約3%の減）	平成28年度 211件	平成27年度 155件
	市町村	平成29年度 168件（前年比約4%の減）	平成28年度 176件	平成27年度 166件

児童相談所への虐待通告件数 平成29年度 366件 H28年度 421件

市町村職員等専門研修会（児童福祉司任用前、任用後、調整担当者研修）を実施し、平成29年度は前期96名、後期28名、合計124名が受講した。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

- ・H28改正児童福祉法により義務化された研修（要協調整担当者研修、児童福祉司任用前、任用後研修）を実施し、県内の児童福祉に対する専門性向上と、児童福祉に関わる機関の連携強化に取り組んでいる。
- ・研修の中身としては、これまで児童福祉司認定講習のために定めた基準（講義9科目、演習2科目）だけでなく、それらの科目を包含する形で、要協調整担当者（19コマ）、児童福祉司任用前（20コマ）、任用後（20コマ）として組み直している。
- ・児童相談所への弁護士配置が法定化されたため、児童相談所及び弁護士会と協議や児相勤務の試行を行い、H29からの配置、法的な面を整理・理解してケース対応ができるようになった。
- ・市町村職員が児童相談所で研修ができるよう、研修の実施要領を作成した。
- ・児童相談システムの整備により、児童相談所の情報の共有化に役立っている。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

- ・児童虐待認定件数は依然として減らず、対応に苦慮するケースが増えている。
- ・発見、虐待通告時に、既に虐待が深刻化しているケースがある。
- ・虐待ケースは、対応の困難なケースが増えている。
- ・児童相談所だけでは対応できないケースもある。警察との連携が求められている。
- ・地域で支援を要する家庭の発見がしにくくなっている。
- ・市町村の体制整備について、各市町村に任せられている状況である。
- ・児童相談システムを導入しているが、不定期ではあるがシステムの不具合が見られている。

②困っている状況が発生している「原因」

- ・家庭で抱える問題が複雑化している。児童相談所の児童福祉関係他、関係他法の改正が頻繁。
- ・市町村に求められる専門的、包括的な支援体制が求められている。
- ・虐待予防と早期発見への対応、年齢的にも幅広い支援が求められている。
- ・虐待の早期発見・支援のため、各関係機関で把握した情報の共有を適宜行うことがさらに必要。
- ・市町村に求められる新体制整備に対して、県が市町村の支援ニーズをまだ把握できていない。
- ・児童や家庭の状態を改善させるためには、複数の継続した支援を要する。

③原因を解消するための「課題」

- ・児相や市町村の体制強化と専門性向上のための人材確保や育成が必要である。
- ・虐待について、一般県民や関係者等の理解を促進する必要がある。
- ・児童の安全確認のため、場合によっては強制的な措置を講ずる必要があり、法的対応について、弁護士との連携に迅速さが求められたり、相談場所や対応方法などに柔軟さが求められる。
- ・市町村の体制整備について、県としてできる支援を考えていく必要がある。
- ・児童相談システムの不具合については、都度対応していく必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

- ・児童相談所及び市町村職員の専門性確保、対応能力向上のため法定義務研修を実施するとともに、市町村の専門性向上のためスキルアップ研修等を実施する。
- ・義務研修の円滑な運営と、講師確保や受講管理のため、研修コーディネーターの配置を検討する。
- ・一般県民や関係機関の児童虐待への理解を深め、虐待通告や相談促進を図るため、虐待防止推進月間を中心に広報啓発活動等を引き続き行う。
- ・虐待対応に対して、福祉と警察の連携がさらに求められており、児童相談所・警察・検察等の機関での連絡会議等を実施する。
- ・児童相談所の法的対応能力の強化のため、引き続き嘱託弁護士を配置し、緊急時の対応など柔軟に活用されるよう要綱改正を図っていく。
- ・市町村の支援のため、体制（要保護児童対策地域協議会等）への取り組みを県として把握する必要がある。訪問等により市町村のニーズを把握し、支援に活用していく。
- ・児童相談システムについて、児童相談所職員の業務がより効率化されるよう必要な改修等を行っていく。
- ・6月の目黒での虐待死亡事案を受け、今後国から示される虐待への対応、予防に関する方向性に基づいた対応を行っていく。